## KML INFORMATION

*27–25* 

## < 特定疾患治療管理料、算定留意事項改正のお知らせ >

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、平成27年8月24日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0824第5号」 にて、特定疾患治療管理料の算定留意事項が改正され、平成27年8月24日より対象患者が 追加されることになりました。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

記

## B001 「特定疾患治療管理料」の留意事項改正

●対象疾患が追加された項目

診療報酬点数区分	項目名称	管理料	※ 注
「B001」-2 特定薬剤治療管理料	特定薬剤治療管理料 (トリアゾール系抗真菌剤)	470点	下記参照

## ※ 注

ス. 重症又は難治性真菌感染症<u>又は造血幹細胞移植</u>の患者であってトリアゾール系抗真菌剤を投与(<u>造血幹細胞移植の</u> <u>患者にあっては、深在性真菌症の予防を目的とするものに限る。</u>)しているもの

ML 株式会社 京浜予防医学研究所

☎ 044-777-3254(代)